

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）新旧対照表（建築指導部所管分抜粋）

現 行					改 正 後					備 考
別表					別表					バリアフリー認定に係る手数料の新設（受益者負担の見直し） 同上
番号	区分	単位	手数料の額	備考	番号	区分	単位	手数料の額	備考	
33の2	(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項並びに付表1の2の項及び2の項において「法」という。）第17条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請（同条第4項の規定による申出をする場合に限る。） （新設） （新設）	1件	付表1の2の項に定める額		33の2	(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項並びに付表1の2の項及び2の項において「法」という。）第17条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請 アイに掲げる場合以外の場合 イ 法第17条第4項の規定による申出をする場合	1件	122,000円	付表1の2の項に定める額	
	(2) 法第18条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第17条第4項の規定による申出をする場合に限	1件	付表2の項に定める額			(2) 法第18条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定の申請				

	る。) (新設)			
	(新設)			
33の2の2の項 (省略)				
33の3	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項及び付表3の項から6の項までにおいて「法」という。)第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請(法第6条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)			
	ア 新築に係る申請の場合	1件	付表3の項に定める額	
	イ (省略)	(省略)	(省略)	
	(2) (省略)	(省略)	(省略)	
	(3) 法第8条第1項の規定に			

	ア イに掲げる場合以外の場合	1件	61,000円	
	イ 法第18条第2項において準用する法第17条第4項の規定による申出をする場合	1件	付表2の項に定める額	
33の2の2の項 (現行のとおり)				
33の3	(1) (現行のとおり)			
	ア (現行のとおり)		(現行のとおり)	(現行のとおり)
	イ (現行のとおり)		(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(2) (現行のとおり)		(現行のとおり)	(現行のとおり)
	(3) (現行のとおり)			

4	<p>関する法律（平成24年法律第84号。以下この項及び付表7の項から10の項までにおいて「法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定（次号及び付表7の項において「計画認定」という。）の申請（法第54条第2項の規定による申出をする場合を除く。）</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定（次号及び付表9の項において「計画変更認定」という。）の申請（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合を除く。）</p> <p>(4) (省略)</p>	(省略)	<p>項に定める額</p> <p>(省略)</p> <p>付表9の項に定める額</p> <p>(省略)</p>	
33の5	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び付表11の項から17</p>	1件	付表11の項に定める額	

4		<p>おり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) (現行のとおり)</p>	<p>おり)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>(現行のとおり)</p>		
33の5	<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び付表11の項から16</p>	1件	付表11の項に定める額		法改正に伴う条ずれ等

<p>の項までにおいて「法」という。) <u>第12条第1項又は第13条第2項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>					<p>の項までにおいて「法」という。) <u>第11条第1項又は第12条第2項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>					
<p>(2) <u>法第12条第2項後段又は法第13条第3項後段</u>の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が<u>非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときの建築物エネルギー消費性能適合性判定</u></p>	1件	付表12の項に定める額			<p>(2) <u>法第11条第2項又は第12条第3項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	1件	付表12の項に定める額		同上	
<p>(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）で定める軽微な変更^{に該当していることを証する書面（付表12の項において「軽微変更該当証明書」という。）}の交付</p>	1件	付表12の項に定める額			<p>(3) （現行のとおり）</p>	（現行のとおり）	（現行のとおり）			
<p>(4) <u>法第34条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（次号及び付表13の項において「計画認定」という。）の申請（<u>法第</u></p>	1件	付表13の項に定める額			<p>(4) <u>法第29条第1項</u>の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（次号及び付表13の項において「計画認定」という。）の申請（<u>法第</u></p>	1件	付表13の項に定める額		同上	

35条第2項の規定による申出をする場合を除く。)			
(5) 計画認定の申請(法第35条第2項の規定による申出をする場合に限る。)	1件	付表14の項に定める額	
(6) 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(次号及び付表15の項において「計画変更認定」という。)の申請(同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合を除く。)	1件	付表15の項に定める額	
(7) 計画変更認定の申請(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合に限る。)	1件	付表16の項に定める額	
(8) 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(付表17の項において「適合認定」という。)の申請	1件	付表17の項に定める額	

30条第2項の規定による申出をする場合を除く。)			
(5) 計画認定の申請(法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。)	1件	付表14の項に定める額	同上
(6) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(次号及び付表15の項において「計画変更認定」という。)の申請(同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合を除く。)	1件	付表15の項に定める額	同上
(7) 計画変更認定の申請(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。)	1件	付表16の項に定める額	同上
(8) 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(付表17の項において「適合認定」という。)の申請	1件	付表17の項に定める額	法改正により認定制度が廃止されたことに伴う改正

付表

番号	区分	手数料の額
1	の項 (省略)	

付表

番号	区分	手数料の額
1	の項 (現行のとおり)	

1の 2	別表33の 2の項第1 号に掲げる もの	法第17条第4項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る特定建築物を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）第74条の4の規定に準じて算定した額に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1)～(3) （省略）
2	別表33の 2の項第2 号に掲げる もの	法第18条第2項において準用する法第17条第4項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る特定建築物を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1)～(3) （省略）
3	別表33の 3の項第1 号アに掲げ るもの	次に掲げる場合及び同号アに規定する申請（以下この項において「認定申請」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る認定申請の総数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定が適用される申請（次項並びに別表付表5の項及び5の2の項において「特例申請」という。）である場合 ア 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が

1の 2	別表33の 2の項第1 号イに掲げ るもの	122,000円に、法第17条第4項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る特定建築物を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1)～(3) （現行のとおり）
2	別表33の 2の項第2 号イに掲げ るもの	61,000円に、法第18条第2項において準用する法第17条第4項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る特定建築物を含む建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1)～(3) （現行のとおり）
3	別表33の 3の項第1 号アに掲げ るもの	次に掲げる場合及び同号アに規定する申請（以下この項において「認定申請」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る認定申請の総数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定が適用される申請（次項並びに別表付表5の項及び5の2の項において「特例申請」という。）である場合 ア 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が

バリアフリー
認定に係る手
数料の新設に
伴う改正

同上

経常経費の増
を踏まえた手
数料の改定

		<p>200平方メートル以下のもの <u>13,000円</u></p> <p>イ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの <u>24,000円</u></p> <p>ウ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>38,000円</u></p> <p>エ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以下のもの <u>62,000円</u></p> <p>オ～ケ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>
--	--	---

3の2の項及び4の項 (省略)

5	別表33の3の項第3号アに掲げるもの	<p>次に掲げる場合及び同号アに規定する申請（以下この項において「認定申請」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る認定申請の総数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) 特例申請である場合又は法第2条第4項に規定する長期使用構造等に変更のない場合</p> <p>ア 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの <u>6,500円</u></p> <p>イ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの <u>12,000円</u></p>
---	--------------------	---

		<p>200平方メートル以下のもの <u>14,000円</u></p> <p>イ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの <u>25,000円</u></p> <p>ウ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>40,000円</u></p> <p>エ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以下のもの <u>65,000円</u></p> <p>オ～ケ (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p>
--	--	---

3の2の項及び4の項 (現行のとおり)

5	別表33の3の項第3号アに掲げるもの	<p>次に掲げる場合及び同号アに規定する申請（以下この項において「認定申請」という。）に係る住宅を含む建築物の延べ面積の区分に応じ次に掲げる額を同時に行う当該建築物に係る認定申請の総数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(1) 特例申請である場合又は法第2条第4項に規定する長期使用構造等に変更のない場合</p> <p>ア 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートル以下のもの <u>7,000円</u></p> <p>イ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの <u>12,500円</u></p>
---	--------------------	---

同上

		<p>ウ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>19,000円</u></p> <p>エ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以下のもの <u>31,000円</u></p> <p>オ～ケ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>
5の2の項及び6の項 (省略)		
7	別表33の4の項第1号に掲げるもの	<p>(1) 戸建住宅又は長屋の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号。以下「誘導仕様基準」という。)に基づく方法により確認した場合(アに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア)～(ケ) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

		<p>ウ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>20,000円</u></p> <p>エ 認定申請に係る住宅を含む建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以下のもの <u>32,500円</u></p> <p>オ～ケ (現行のとおり)</p> <p>(2) (現行のとおり)</p>
5の2の項及び6の項 (現行のとおり)		
7	別表33の4の項第1号に掲げるもの	<p>(1) (現行のとおり)</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号。以下この項並びに別表付表9の項、11の項、13の項及び15の項において「誘導仕様基準」という。)に基づく方法により確認した場合(ア及びウに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア)～(ケ) (現行のとおり)</p> <p>ウ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法と建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平</p>

新たな確認方法による手数料の新設に伴う改正

新たな確認方法による手数料の新設

--	--	--

		<p>成28年国土交通省告示第265号。別表付表11の項において「算出告示」という。)に基づく方法とを併用する方法(同付表9の項、13の項及び15の項において「誘導仕様・計算併用法」という。)により確認した場合(アに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が150平方メートル以下のもの 27,000円</p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が150平方メートルを超え、400平方メートル以下のもの 52,000円</p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が400平方メートルを超え、800平方メートル以下のもの 74,000円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が800平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 104,000円</p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、4,000平方メートル以下のもの 152,000円</p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が4,000平方メートルを超え、8,000平方メートル以下のもの 221,000円</p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が8,000平方メートルを超え、17,000平方メートル以下のもの 305,000円</p> <p>(ク) 建築物の床面積の合計が17,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 398,000円</p> <p>(ケ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートル</p>
--	--	--

		<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ケ) (省略) (2)～(6) (省略)</p>
8の項 (省略)		
9	別表33の4の項第3号に掲げるもの	<p>(1) 戸建住宅又は長屋の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法により確認した場合 (アに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア)～(ケ) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

		<p>ルを超えるもの 461,000円</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ケ) (現行のとおり) (2)～(6) (現行のとおり)</p>
8の項 (現行のとおり)		
9	別表33の4の項第3号に掲げるもの	<p>(1) (現行のとおり)</p> <p>ア (現行のとおり)</p> <p>イ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法により確認した場合 (ア及びウに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア)～(ケ) (現行のとおり)</p> <p>ウ 当該建築物に係る低炭素建築物新築等計画が低炭素基準に適合していることについて、誘導仕様・計算併用法により確認した場合 (アに掲げる場合を除く。)</p> <p><u>(ア) 建築物の床面積の合計が150平方メートル以下のもの 13,500円</u></p> <p><u>(イ) 建築物の床面積の合計が150平方メートルを超え、400平方メートル以下のもの 26,000円</u></p> <p><u>(ウ) 建築物の床面積の合計が400平方メートルを超え、800平方メートル以下のもの 37,000円</u></p> <p><u>(エ) 建築物の床面積の合計が800平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 52,000円</u></p>

新たな確認方法による手数料の新設に伴う改正

新たな確認方法による手数料の新設

		<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ケ) (省略) (2)～(6) (省略)</p>
10の項 (省略)		
11	別表33の 5の項第1 号に掲げる もの	(新設)

		<p>(オ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートル を超え、4,000平方メートル以下のもの 76,000 円 (カ) 建築物の床面積の合計が4,000平方メートル を超え、8,000平方メートル以下のもの 110,500 円 (キ) 建築物の床面積の合計が8,000平方メートル を超え、17,000平方メートル以下のもの 152,500円 (ク) 建築物の床面積の合計が17,000平方メー トルを超え、25,000平方メートル以下のもの 199,000円 (ケ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メー トルを超えるもの 230,500円 エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ケ) (現行のとおり) (2)～(6) (現行のとおり)</p>
10の項 (現行のとおり)		
11	別表33の 5の項第1 号に掲げる もの	<p>(1) 住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判 定においては、次に掲げる場合及び当該建築物エネル ギー消費性能適合性判定に係る建築物の床面積(増築 又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る 部分の床面積。以下この項及び次項において同じ。)の 合計の区分に応じ、次に定める額 ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合している ことについて誘導仕様基準又は住宅部分の外壁、窓</p>

法改正により
住宅が判定対
象に追加され
たことによる
手数料の新設

--	--	--

		<p>等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に基づく方法と算出告示に基づく方法とを併用する方法（次項において「仕様等・計算併用法」という。）により確認した場合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 26,000円</p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 29,000円</p> <p>(ウ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 52,000円</p> <p>(エ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 87,000円</p> <p>(オ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 151,000円</p> <p>(カ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 221,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの 35,000円</p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 39,000円</p> <p>(ウ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 70,000円</p>
--	--	--

	<p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定において建築物エネルギー消費性能基準への適合をモデル建物法により確認した場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの 110,000円</u></p> <p><u>イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 145,000円</u></p> <p><u>ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル</u></p>		<p><u>(エ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 117,000円</u></p> <p><u>(オ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 198,000円</u></p> <p><u>(カ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 284,000円</u></p> <p>(2) <u>住宅部分を含まない建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定においては、次に掲げる場合及び当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについてモデル建物法により確認した場合</u></p> <p><u>(ア) 工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供する建築物（以下この項及び次項において「工場等」という。）以外の建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 88,000円</u></p> <p><u>(イ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 110,000円</u></p> <p><u>(ウ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 145,000円</u></p> <p><u>(エ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が2,000</u></p>	<p>住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料の新設に伴う規定整備</p> <p>法改正に伴い300㎡以下の住宅を含まない建築物が判定対象に追加されたことによる手数料の新設</p>
--	--	--	---	--

	<p><u>を超え、5,000平方メートル以下のもの 235,000円</u></p> <p><u>エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル</u> <u>を超え、10,000平方メートル以下のもの 308,000</u> <u>円</u></p> <p><u>オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル</u> <u>を超え、25,000平方メートル以下のもの</u> <u>370,000円</u></p> <p><u>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル</u> <u>を超えるもの 434,000円</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>		
	<p><u>平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の</u> <u>もの 235,000円</u></p> <p><u>(オ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が5,000</u> <u>平方メートルを超え、10,000平方メートル以下の</u> <u>もの 308,000円</u></p> <p><u>(カ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が</u> <u>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル</u> <u>以下のもの 370,000円</u></p> <p><u>(キ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が</u> <u>25,000平方メートルを超えるもの 434,000円</u></p> <p><u>(ク) 工場等の床面積の合計が300平方メートル以</u> <u>下のもの 19,000円</u></p> <p><u>(ケ) 工場等の床面積の合計が300平方メートルを</u> <u>超え、1,000平方メートル以下のもの 27,000円</u></p> <p><u>(コ) 工場等の床面積の合計が1,000平方メートル</u> <u>を超え、2,000平方メートル以下のもの 38,000</u> <u>円</u></p> <p><u>(サ) 工場等の床面積の合計が2,000平方メートル</u> <u>を超え、5,000平方メートル以下のもの 96,000</u> <u>円</u></p> <p><u>(シ) 工場等の床面積の合計が5,000平方メートル</u> <u>を超え、10,000平方メートル以下のもの</u> <u>145,000円</u></p> <p><u>(ス) 工場等の床面積の合計が10,000平方メートル</u> <u>を超え、25,000平方メートル以下のもの</u> <u>180,000円</u></p>	工場等の場合 の手数料区分 の設定(受益者 負担の見直し)	

	<p>(新設)</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>(新設)</p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの 284,000円</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 367,000円</p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 524,000円</p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 645,000円</p> <p>オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 762,000円</p> <p>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 870,000円</p> <p>(新設)</p>		<p>(セ) 工場等の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 223,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 230,000円</p> <p>(イ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 284,000円</p> <p>(ウ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 367,000円</p> <p>(エ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 524,000円</p> <p>(オ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 645,000円</p> <p>(カ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 762,000円</p> <p>(キ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 870,000円</p> <p>(ク) 工場等の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 23,000円</p>	<p>法改正に伴い300㎡以下の住宅を含まない建築物が判定対象に追加されたことによる手数料の新設</p> <p>工場等の場合の手数料区分</p>
--	--	--	--	--

		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
12	別表33の 5の項第2	(新設)

		(ケ) 工場等の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 31,000円
		(コ) 工場等の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 44,000円
		(サ) 工場等の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 103,000円
		(シ) 工場等の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 152,000円
		(ス) 工場等の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 188,000円
		(セ) 工場等の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 233,000円
		(3) 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定においては、次に掲げる額を合算した額 ア 当該複合建築物の住宅部分の床面積の合計を住宅の床面積の合計とみなして第1号の規定により算出した額 イ 当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして前号の規定により算出した額
12	別表33の 5の項第2	(1) 住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付においては、次に掲

の設定(受益者負担の見直し)

法改正に伴い住宅部分と住宅以外の部分が複合した建築物における手数料を新設

法改正により住宅が判定対

	<p>号及び第3 号に掲げる もの</p>	
--	-------------------------------	--

	<p>号及び第3 号に掲げる もの</p>	<p>げる場合及び当該建築物エネルギー消費性能適合性 判定又は当該交付に係る建築物の床面積の合計の区 分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合している ことについて仕様等・計算併用法により確認した場 合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル 以下のもの 13,000円</p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル を超えるもの 14,500円</p> <p>(ウ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平 方メートル以下のもの 26,000円</p> <p>(エ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平 方メートルを超え、2,000平方メートル以下のも の 43,500円</p> <p>(オ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000 平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の もの 75,500円</p> <p>(カ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000 平方メートルを超えるもの 110,500円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル 以下のもの 17,500円</p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル を超えるもの 19,500円</p> <p>(ウ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平</p>
--	-------------------------------	--

象に追加され
たことによる
手数料の新設

		<p>(1) <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付に係る建築物エネルギー消費性能基準への適合をモデル建物法により確認した場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの 55,000円</u></p> <p><u>イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 72,500円</u></p> <p><u>ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 117,500円</u></p>		<p><u>方メートル以下のもの 35,000円</u></p> <p><u>(エ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 58,500円</u></p> <p><u>(オ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 99,000円</u></p> <p><u>(カ) 戸建住宅以外の住宅の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 142,000円</u></p> <p>(2) <u>住宅部分を含まない建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付においては、次に掲げる場合及び当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</u></p> <p><u>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについてモデル建物法により確認した場合</u></p> <p><u>(ア) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 44,000円</u></p> <p><u>(イ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 55,000円</u></p> <p><u>(ウ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 72,500円</u></p> <p><u>(エ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下の</u></p>	<p>住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料の新設に伴う規定整備</p> <p>法改正に伴い300㎡以下の住宅を含まない建築物が判定対象に追加されたことによる手数料の新設</p>
--	--	--	--	---	--

		<p>エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 154,000円</p> <p>オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 185,000円</p> <p>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 217,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>			<p>もの 117,500円</p> <p>(オ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 154,000円</p> <p>(カ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 185,000円</p> <p>(キ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 217,000円</p> <p>(ク) 工場等の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,500円</p> <p>(ケ) 工場等の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 13,500円</p> <p>(コ) 工場等の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 19,000円</p> <p>円</p> <p>(サ) 工場等の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 48,000円</p> <p>円</p> <p>(シ) 工場等の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 72,500円</p> <p>円</p> <p>(ス) 工場等の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 90,000円</p> <p>(セ) 工場等の床面積の合計が25,000平方メートル</p>	<p>工場等の場合の手数料区分の設定(受益者負担の見直し)</p>
--	--	---	--	--	--	-----------------------------------

	<p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合においては、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該交付に係る非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のもの 142,000円</p> <p>イ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 183,500円</p> <p>ウ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 262,000円</p> <p>エ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 322,500円</p> <p>オ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 381,000円</p> <p>カ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 435,000円</p> <p><u>(新設)</u></p>		<p>ルを超えるもの 111,500円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 115,000円</p> <p>(イ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 142,000円</p> <p>(ウ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 183,500円</p> <p>(エ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 262,000円</p> <p>(オ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 322,500円</p> <p>(カ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 381,000円</p> <p>(キ) 工場等以外の建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 435,000円</p> <p>(ク) 工場等の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 11,500円</p>	<p>法改正に伴い300㎡以下の住宅を含まない建築物が判定対象に追加されたことによる手数料の新設</p> <p>工場等の場合の手数料区分</p>
--	--	--	--	--

		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
		(新設)
13	別表33の	(1) 戸建住宅又は長屋の全体に係る計画認定の申請

		(ケ) 工場等の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 15,500円	の設定(受益者負担の見直し)
		(コ) 工場等の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 22,000円	
		(サ) 工場等の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 51,500円	
		(シ) 工場等の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 76,000円	
		(ス) 工場等の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 94,000円	
		(セ) 工場等の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 116,500円	
		(3) 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書の交付においては、次に掲げる額を合算した額 ア 当該複合建築物の住宅部分の床面積の合計を住宅の床面積の合計とみなして第1号の規定により算出した額 イ 当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして前号の規定により算出した額	
13	別表33の	(1) 戸建住宅又は長屋の全体に係る計画認定の申請	

<p>5の項第4号に掲げるもの</p>	<p>においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る戸建住宅又は長屋の全体の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この項及び別表付表15の項において「省エネ向上計画基準」という。）に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 戸建住宅 <u>4,600円</u></p> <p>(イ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>9,200円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>19,000円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>44,000円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>78,000円</u></p> <p>イ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル</p>	<p>5の項第4号に掲げるもの</p>	<p>においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る戸建住宅又は長屋の全体の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準（以下この項及び別表付表15の項において「省エネ向上計画基準」という。）に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 戸建住宅 <u>4,800円</u></p> <p>(イ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>9,500円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>21,000円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>46,000円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>81,000円</u></p> <p>イ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法により確認した場合（ア及びウに掲げる場合を除く。）</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル</p>	<p>法改正に伴う条ずれ</p> <p>経常経費の増を踏まえた手数料の改定</p> <p>新たな確認方法による手数料の新設に伴</p>
---------------------	--	---------------------	---	---

		<p>以下のもの <u>17,000円</u></p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>19,000円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>33,000円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>57,000円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>103,000円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>155,000円</u></p> <p><u>(新設)</u></p>			<p>以下のもの <u>18,000円</u></p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>19,000円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>34,000円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>58,000円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>104,000円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>158,000円</u></p> <p><u>ウ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様・計算併用法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）</u></p> <p><u>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの <u>26,000円</u></u></p> <p><u>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>29,000円</u></u></p> <p><u>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>52,000円</u></u></p> <p><u>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>87,000円</u></u></p>	<p>う改正</p> <p>新たな確認方法による手数料の新設</p>
--	--	---	--	--	---	------------------------------------

		<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの <u>33,000円</u></p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>37,000円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>67,000円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>113,000円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>192,000円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>276,000円</u></p> <p>(2) 共同住宅の全体に係る計画認定の申請において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を基準省令第13条第3項第1号の数値とした場合は、次に掲げる場合及び当該申請に係</p>			<p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>151,000円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>221,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの <u>35,000円</u></p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>39,000円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>70,000円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>117,000円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>198,000円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>284,000円</u></p> <p>(2) 共同住宅の全体に係る計画認定の申請において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を基準省令第13条第3項第1号の数値とした場合は、次に掲げる場合及び当該申請に係</p>	<p>経常経費の増を踏まえた手数料の改定</p> <p>同上</p>
--	--	--	--	--	--	------------------------------------

		<p>る共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額に、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額を合算した額（当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合は、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額）</p> <p>ア 当該共同住宅の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,200円</p> <p>(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>26,000円</u></p> <p>(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>78,000円</u></p> <p>(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>125,000円</u></p> <p>(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの</p>
--	--	--

		<p>る共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額に、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額を合算した額（当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合は、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額）</p> <p>ア 当該共同住宅の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 9,200円</p> <p>(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>27,000円</u></p> <p>(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>81,000円</u></p> <p>(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>127,000円</u></p> <p>(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの</p>
--	--	--

	<p><u>157,000円</u></p> <p>(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>197,000円</u></p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>107,000円</u></p> <p>(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>177,000円</u></p> <p>(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>275,000円</u></p> <p>(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>354,000円</u></p> <p>(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>423,000円</u></p> <p>(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>492,000円</u></p> <p>(3) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合してい</p>		<p><u>160,000円</u></p> <p>(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>200,000円</u></p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>109,000円</u></p> <p>(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>179,000円</u></p> <p>(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>279,000円</u></p> <p>(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>359,000円</u></p> <p>(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>429,000円</u></p> <p>(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>499,000円</u></p> <p>(3) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合してい</p>	<p>同上</p>
--	--	--	--	-----------

	<p>ることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>9,300円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>16,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 27,000円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>80,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>127,000円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>160,000円</u></p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>200,000円</u></p> <p>イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合 (アに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>87,000円</u></p>
--	--

	<p>ることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>9,500円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>17,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 27,000円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>81,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>129,000円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>163,000円</u></p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>203,000円</u></p> <p>イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、モデル建物法により確認した場合 (アに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>88,000円</u></p>
--	--

		<p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 110,000円</p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 145,000円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 235,000円</p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 308,000円</p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 370,000円</p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 434,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>227,000円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 284,000円</p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 367,000円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 524,000円</p>
--	--	--

		<p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 110,000円</p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 145,000円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 235,000円</p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 308,000円</p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 370,000円</p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 434,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>230,000円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 284,000円</p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 367,000円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 524,000円</p>
--	--	--

		<p>円</p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 645,000円</p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 762,000円</p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 870,000円</p> <p>(4) 複合建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア・イ (省略)</p> <p>ウ 当該複合建築物に共用部分がある場合(当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を基準省令第13条第3項第1号の数値とした場合に限る。別表付表15の項第4号ウ及び17の項第4号ウにおいて同じ。)においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号(共用部分に係る部分に限る。)の規定により算定した額</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>(7) 前各号の規定にかかわらず、<u>法第34条第3項</u>の他の建築物の記載がある計画認定の申請においては、当該計画認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額</p>				<p>円</p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 645,000円</p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 762,000円</p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 870,000円</p> <p>(4) 複合建築物の全体に係る計画認定の申請においては、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア・イ (現行のとおり)</p> <p>ウ 当該複合建築物に共用部分がある場合(当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を基準省令第13条第3項第1号の数値とした場合に限る。別表付表15の項第4号ウにおいて同じ。)においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号(共用部分に係る部分に限る。)の規定により算定した額</p> <p>(5)・(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) 前各号の規定にかかわらず、<u>法第29条第3項</u>の他の建築物の記載がある計画認定の申請においては、当該計画認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額</p>	<p>付表17の項の改正に伴う改正</p> <p>法改正に伴う条ずれ</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

14	別表33の5の項第5号に掲げるもの	別表33の5の項第4号の規定に準じて算定した額に、 法第35条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1)～(3) (省略)
15	別表33の5の項第6号に掲げるもの	(1) 戸建住宅又は長屋の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る戸建住宅又は長屋の全体の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額 ア 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合 (ア) 戸建住宅 <u>2,300円</u> (イ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>4,600円</u> (ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>9,500円</u> (エ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>22,000円</u> (オ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>39,000円</u>

14	別表33の5の項第5号に掲げるもの	別表33の5の項第4号の規定に準じて算定した額に、 法第30条第2項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1)～(3) (現行のとおり)
15	別表33の5の項第6号に掲げるもの	(1) 戸建住宅又は長屋の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申請に係る戸建住宅又は長屋の全体の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額 ア 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合 (ア) 戸建住宅 <u>2,400円</u> (イ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>4,750円</u> (ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>10,500円</u> (エ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>23,000円</u> (オ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>40,500円</u>

同上

経常経費の増
を踏まえた手
数料の改定

	<p>イ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの <u>8,500円</u></p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>9,500円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>16,500円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>28,500円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>51,500円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>77,500円</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
	<p>イ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様基準に基づく方法により確認した場合（ア及びウに掲げる場合を除く。）</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの <u>9,000円</u></p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>9,500円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>17,000円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>29,000円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>52,000円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>79,000円</u></p> <p><u>ウ 当該戸建住宅又は長屋の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、誘導仕様・計算併用法により確認した場合（アに掲げる場合を除く。）</u></p> <p><u>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの <u>13,000円</u></u></p> <p><u>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル</u></p>	<p>新たな確認方法による手数料の新設に伴う改正</p> <p>新たな確認方法による手数料の新設</p>

		<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの <u>16,500円</u></p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>18,500円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>33,500円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>56,500円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>96,000円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>138,000円</u></p>		<p><u>を超えるもの 14,500円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>26,000円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>43,500円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>75,500円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>110,500円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートル以下のもの <u>17,500円</u></p> <p>(イ) 戸建住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの <u>19,500円</u></p> <p>(ウ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>35,000円</u></p> <p>(エ) 長屋の全体の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>58,500円</u></p> <p>(オ) 長屋の全体の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>99,000円</u></p> <p>(カ) 長屋の全体の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの <u>142,000円</u></p>	<p>経常経費の増 を踏まえた手 数料の改定</p>
--	--	--	--	--	------------------------------------

	<p>(2) 共同住宅の全体に係る計画変更認定の申請において、基準省令の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を基準省令第13条第3項第1号の数値とした場合は、次に掲げる場合及び当該申請に係る共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額に、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額を合算した額（当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合は、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額）</p> <p>ア 当該共同住宅の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4,600円</p> <p>(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>13,000円</u></p> <p>(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>39,000円</u></p> <p>(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル</p>		<p>(2) 共同住宅の全体に係る計画変更認定の申請において、基準省令の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を基準省令第13条第3項第1号の数値とした場合は、次に掲げる場合及び当該申請に係る共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額に、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額を合算した額（当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合は、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を前号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号の規定により算定した額）</p> <p>ア 当該共同住宅の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4,600円</p> <p>(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>13,500円</u></p> <p>(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>40,500円</u></p> <p>(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル</p>	<p>同上</p>
--	---	--	---	-----------

	<p>ルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>62,500円</u></p> <p>(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>78,500円</u></p> <p>(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>98,500円</u></p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>53,500円</u></p> <p>(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>88,500円</u></p> <p>(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>137,500円</u></p> <p>(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>177,000円</u></p> <p>(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>211,500円</u></p> <p>(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>246,000円</u></p> <p>(3) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申</p>		<p>ルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>63,500円</u></p> <p>(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>80,000円</u></p> <p>(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>100,000円</u></p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>54,500円</u></p> <p>(イ) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>89,500円</u></p> <p>(ウ) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>139,500円</u></p> <p>(エ) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>179,500円</u></p> <p>(オ) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>214,500円</u></p> <p>(カ) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>249,500円</u></p> <p>(3) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る計画変更認定の申請においては、次に掲げる場合及び当該申</p>	<p>同上</p>
--	---	--	--	-----------

	<p>請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>4,650円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>8,000円</u></p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>13,500円</u></p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>40,000円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>63,500円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>80,000円</u></p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>100,000円</u></p> <p>イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合してい</p>
--	---

	<p>請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物エネルギー消費性能判定機関による審査を受けた場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>4,750円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの <u>8,500円</u></p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの <u>13,500円</u></p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの <u>40,500円</u></p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの <u>64,500円</u></p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの <u>81,500円</u></p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの <u>101,500円</u></p> <p>イ 当該建築物の全体に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が省エネ向上計画基準に適合してい</p>
--	---

	<p>ることについて、モデル建物法により確認した場合 (アに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>43,500円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 55,000円</p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 72,500円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 117,500円</p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 154,000円</p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 185,000円</p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 217,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>113,500円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 142,000円</p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル</p>
--	---

	<p>ることについて、モデル建物法により確認した場合 (アに掲げる場合を除く。)</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>44,000円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 55,000円</p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの 72,500円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 117,500円</p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 154,000円</p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 185,000円</p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 217,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</p> <p>(ア) 建築物の床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>115,000円</u></p> <p>(イ) 建築物の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 142,000円</p> <p>(ウ) 建築物の床面積の合計が1,000平方メートル</p>
--	---

		<p>を超え、2,000平方メートル以下のもの 183,500円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 262,000円</p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 322,500円</p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 381,000円</p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 435,000円</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 前各号の規定にかかわらず、<u>法第34条第3項</u>の他の建築物の記載がある計画変更認定の申請においては、当該計画変更認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物（いずれも変更があるものに限る。）それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物がある場合の計画変更認定の申請においては、当該額に当該新たに記載された他の建築物それぞれにつき、別表付表13の項第1号から第6号までの規定に準じて算定した額を合算した額）</p>
16	別表33の5の項第7	別表33の5の項第6号の規定に準じて算定した額に、 <u>法第36条第2項</u> において準用する <u>法第35条第2項</u> の規

		<p>を超え、2,000平方メートル以下のもの 183,500円</p> <p>(エ) 建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの 262,000円</p> <p>(オ) 建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のもの 322,500円</p> <p>(カ) 建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のもの 381,000円</p> <p>(キ) 建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 435,000円</p> <p>(4)～(6) (現行のとおり)</p> <p>(7) 前各号の規定にかかわらず、<u>法第29条第3項</u>の他の建築物の記載がある計画変更認定の申請においては、当該計画変更認定の申請に係る建築物及び当該他の建築物（いずれも変更があるものに限る。）それぞれにつき、前各号の規定に準じて算定した額を合算した額（建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物がある場合の計画変更認定の申請においては、当該額に当該新たに記載された他の建築物それぞれにつき、別表付表13の項第1号から第6号までの規定に準じて算定した額を合算した額）</p>
16	別表33の5の項第7	別表33の5の項第6号の規定に準じて算定した額に、 <u>法第31条第2項</u> において準用する <u>法第30条第2項</u> の規

法改正に伴う条ずれ

同上

	号に掲げるもの	定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1)～(3) (省略)
17	別表33の5の項第8号に掲げるもの	<p>(1) 戸建住宅又は長屋の全体に係る適合認定の申請においては、当該申請に係る戸建住宅又は長屋の全体の床面積の合計の区分に応じ、別表付表13の項第1号アの規定に準じて算定した額</p> <p>(2) 共同住宅の全体に係る適合認定の申請において、<u>基準省令の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第1号の数値とした場合は、当該申請に係る共用部分の床面積の合計の区分に応じ、別表付表13の項第2号アの規定に準じて算定した額に、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を同項第1号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号アの規定により算定した額を合算した額（当該申請において、基準省令の規定による住宅部分の設計一次エネルギー消費量を基準省令第4条第3項第2号の数値とした場合は、当該共同住宅の全住戸部分の床面積の合計を同付表13の項第1号に掲げる長屋の全体の床面積の合計とみなして同号アの規定により算定した額）</u></p> <p>(3) 住宅部分を含まない建築物の全体に係る適合認定の申請においては、当該申請に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表付表13の項第3号アの規定</p>

	号に掲げるもの	定による申出（以下この項において「申出」という。）に係る建築物の区分に応じ、札幌市建築基準法施行条例第74条の4の規定に準じて算定した額及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1)～(3) (現行のとおり)
		(削る。)

法改正により
認定制度が廃
止されたこと
に伴う改正

	<p>に準じて算定した額</p> <p>(4) 複合建築物の全体に係る適合認定の申請においては、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 当該複合建築物の全住戸部分の床面積の合計を長屋の全体の床面積の合計とみなして第1号の規定により算定した額</p> <p>イ 当該複合建築物の住宅以外の部分の床面積の合計を住宅部分を含まない建築物の床面積の合計とみなして前号の規定により算定した額</p> <p>ウ 当該複合建築物に共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積の合計について第2号（共用部分に係る部分に限る。）の規定により算定した額</p>		
--	---	--	--